
一般論文

30年前と現在の学校保健安全に関する法律の内容の比較

Comparison of the Law about School Health Safety in 30 years Before and Present

澤田紀子、澤田孝二

Noriko SAWADA, Koji SAWADA

概要

30年前と現在の学校保健安全に関する法律の内容の比較を通して、次のようなことが明らかになった。

法律の名称は、30年前の「学校保健法」という名称から、現在では「学校保健安全法」という名称に変わっている。

法律の目的は、30年前は「健康管理」を主体に考えた目的であったが、現在では「健康管理」と並んで「安全管理」の重要性が強調される目的となっている。

学校における保健・安全に関する計画の策定については、30年前は健康管理の内容と安全管理の内容を区別せず、保健安全計画として策定する形になっていたが、現在は「健康管理に関する計画」と「安全管理に関する計画」の2つを策定する形になっている。

「保健指導」については30年前の法律では明記されていなかったが、今日の児童生徒の健康問題の多様化などに伴い、現在の法律では、学校における保健指導が効果的に行われるよう明確に示されている。

30年前の法律では「伝染病」という用語が用いられていたが、現在の法律では「伝染病」という用語は使われなくなり、「感染症」という用語に変わっている。

30年前の法律では安全に関する地域関係機関との連携については明記されていないが、現在の法律では保護者はもとより、警察署をはじめ地域の関係機関と連携を図りながら学校の安全を確保していくことが明確に示されている。

「就学時健康診断」、「児童生徒等の健康診断」、「職員の健康診断」、「健康診断の方法・技術的基準」、「保健所との連絡」、「学校医、学校歯科医、学校薬剤師」、「学校の設置者の事務の委任」等に関する記述は、30年前と現在の法律で大きな違いはみられなかった。

キーワード：30年前、現在、学校保健安全、法律

1. はじめに

今日の急速な社会環境の変容は、児童生徒の日々の生活にも大きく影響を与え、生活の夜型化、電子機器を用いた遊びの増加、運動する子としない

子の二極化、塾通いの過熱化、肥満や生活習慣病の増加をはじめとして、児童生徒の健康生活に関する問題も年々多様化、複雑化してきている。このような現状を考えた時、学校が児童生徒の健康生活を守っていくために果たす役割は大きく、学

校における健康や安全の推進のための基本と考えられる学校保健安全に関する法律が児童生徒の実情を踏まえて整備され、十分に機能していくことがきわめて重要と考えられる。

本研究においては、時代とともに学校が児童生徒の健康や安全を守っていくための課題が大きく変容していることを考えた時、学校における健康安全推進の基本となっている法律の内容が時代に即応したものに改変されているかどうかを検証してみる必要があるのではないかと考え、今回入手することができた30年前の学校保健法と現在の学校保健安全法の内容を分析し、両者にどのような違いがみられるかを比較してみることにした。

2. 方 法

学校における保健安全に関わる事項を円滑に実施していくための基本を定めた30年前の学校保健法¹⁾の内容と、現在の学校保健安全法²⁾の内容を30の項目にわたって比較し、どのような違いがみられるかを分析した。

比較した30の項目は、「名称」、「目的」、「定義」、「国及び地方公共団体の責務」、「学校保健に関する学校設置者の責務」、「学校保健計画³⁾の策定」、「学校環境衛生基準⁴⁾」、「保健室⁵⁾」、「健康相談⁶⁾」、「保健指導⁷⁾」、「地域医療機関との連携」、「就学時健康診断⁸⁾」、「児童生徒の健康診断」、「職員の健康診断」、「健康診断の方法・技術的基準」、「保健所との連絡」、「出席停止」、「臨時休業」、「文部科学省令への委任」、「学校保健技師⁸⁾」、「学校医、学校歯科医、学校薬剤師」、「地方公共団体の援助」、「国の補助」、「学校安全に関する学校設置者の責務」、「学校安全計画⁹⁾の策定」、「学校環境の安全の確保」、「危険等発生時対処要領¹⁰⁾の作成」、「地域の関係機関との連携」、「学校の設置者の事務の委任」、「専修学校の保健管理等」である。

3. 結果と考察

(1)名称

30年前の法の名称は、「学校保健法」である。一方、現在の名称は、「学校保健安全法」である。

両者を比較すると、現在の名称には30年前にはなかった「安全」という語句が加わっている。30年前の学校保健法においても「安全」に関する内

容はある程度含まれていたが、名称には含まれていなかった。その背景には、体育授業中や課外活動中の死亡事故¹¹⁾、不審者の校内侵入による殺傷事件¹²⁾をはじめとして、これまで児童生徒の安全が脅かされるような学校管理下での事故や事件、災害等が多数発生してきており、学校における安全管理がより重要視されるようになった結果ではないかと思われる。

(2)目的

30年前の学校保健法においては、「この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関する必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るために、学校における保健管理¹³⁾に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理¹⁴⁾に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では、安全に関しては「安全管理」という用語が1つ含まれているだけであるが、現在の法律では、「学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め」というように、保健管理と並んで安全管理の重要性が強調される目的となっている。

(3)定義

30年前の学校保健法においては、「定義」に関する記述はない。

一方、現在の学校保健安全法においては、「この法律において『学校』とは、学校教育法に規定する学校をいう。」、「この法律において『児童生徒等』とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前にはこの法律の中で使用される「学校」および「児童生徒」という用語がどのような意味で使われているのかは明確に

されていなかったが、現在では明確に定義されている。すなわち「学校」とは学校教育法に規定する学校とされており、学校教育法¹⁵⁾では幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校が学校と規定されている。「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生と定義されている。

(4)国及び地方公共団体の責務

30年前の学校保健法においては、「国及び地方公共団体の責務」に関する記述はない。

一方、現在の学校保健安全法においては、「国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。」、「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。」、「地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では、国や地方公共団体の責務については明確に示されていないが、現在の法律では、学校での保健安全が円滑に推進されるよう、国や地方公共団体が連携して必要な財政措置や施策を講じる責務を有することが明確に示されている。

(5)学校保健に関する学校設置者の責務

30年前の学校保健法においては、「学校保健に関する学校設置者の責務」に関する記述はない。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前には記述のなかった学校設置者の責務が現在の法律では明確に示されており、学校設置者は、学校での健康の保持増進のために施設設備を整備し、管理運営の体制をしっかりと整える重要な役割を果たさなければならない。

(6)学校保健計画の策定

30年前の学校保健法においては、「学校においては、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では、保健管理の内容と安全管理の内容を区別せず、1つの計画の中に含めた形で計画を策定するような記述となっているが、現在の法律では、保健管理に関する内容と安全管理に関する内容を切り離し、それぞれ別個の計画として策定するような記述となっており、安全管理の計画については、この法律の別の箇所で記述されている。

(7)学校環境衛生基準

30年前の学校保健法においては、「学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならない。」、「学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」、「学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。」、「校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に關し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と記述されてい

る。

両者を比較すると、30年前の法律では、学校に環境衛生の維持や改善、施設設備の点検と安全な環境維持の責務があることが明記されているが、現在の法律では、文部科学大臣に望ましい環境基準を定める義務があること、学校の設置者に環境維持の責務があること、校長に環境上の問題の改善措置をとる義務があることが明確に示されているだけでなく、安全な環境の維持については、この法律の別の箇所で記述されている。

(8)保健室

30年前の学校保健法においては、「学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では、健康診断、健康相談、救急処置等を行なうために保健室を設けるとされているが、現在の法律では、健康診断、健康相談、救急処置とともに、保健室が新たに「保健指導」や「その他の保健に関する措置」を行なう場としての役割を果たすものとされている。

(9)健康相談

30年前の学校保健法においては、「学校においては、児童、生徒、学生又は幼児の健康に関し、健康相談を行うものとする。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では、相談の内容が児童、生徒、学生又は幼児の健康に関する相談とされているのに対して、現在の法律では、児童生徒等の心身の健康に関する相談とされている。30年前と比べて現在では、心の健康問題¹⁶⁾が増えており、身体的な健康のみならず精神的な健康に関する相談にも積極的に応じる体制をとることから、このような表現になっているものと思われる。

(10)保健指導

30年前の学校保健法においては、「保健指導」に関する記述はない。

一方、現在の学校保健安全法においては、「養護教諭¹⁷⁾その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律には記述のなかった「保健指導」についての記述が現在の法律には明記されているが、30年前に比べて現在では、児童生徒の抱える心身の健康問題も多様化、複雑化しており、それらに的確かつ迅速に対応していく体制をとる必要があることから、法律の中で明確に示されたものと思われる。

(11)地域医療機関との連携

30年前の学校保健法においては、「地域医療機関との連携」に関する記述はない。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律には記述のなかった「地域医療機関との連携」についての記述が現在の法律には明記されているが、30年前に比べて現在では、アレルギーやアナフィラキシー¹⁸⁾の問題をはじめとして児童生徒の抱える健康問題も多様化、複雑化しており、より専門的な対応が必要なケースが多くなり、地域医療機関との連携が不可欠なものとなってことから、法律の中で明確に示されたものと思われる。

(12)就学時健康診断

30年前の学校保健法においては、「市町村の教育委員会は、学校教育法の規定により翌学年の初めから学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。」、「市町村の教育委員会は、健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に關し指導

を行う等適切な措置をとらなければならない。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「市町村の教育委員会は、学校教育法の規定により翌学年の初めから学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。」、「市町村の教育委員会は、健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律の「盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学」という記述が、学校の名称の変更により「特別支援学校への就学」という記述に変わった以外には、異なる点はなかった。

(13)児童生徒等の健康診断

30年前の学校保健法においては、「学校においては、毎学年定期に、児童、生徒、学生（通信による教育を受ける学生を除く。）又は幼児の健康診断を行わなければならない。」、「学校においては、必要があるときは、臨時に、児童、生徒、学生又は幼児の健康診断を行うものとする。」、「学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。」、「学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。」、「学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律の「児童、生徒、学生又は幼児」という部分が、現在の法律では「児童生徒等」という記述に変わった以外には、異なる点はなかった。

(14)職員の健康診断

30年前の学校保健法においては、「学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。」、「学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。」、「学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。」、「学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。」、「学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前と現在の法律の記述に異なる点はみられなかった。

(15)健康診断の方法・技術的基準

30年前の学校保健法においては、「健康診断の方法及び技術的基準については、文部省令で定める。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律の「文部省令」という記述が、省庁の名称変更により「文部科学省」に変わった以外には、異なる点はなかった。

(16)保健所との連絡

30年前の学校保健法においては、「学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前と現在の法律の記述に異なる点はみられなかった。

(17)出席停止

30年前の学校保健法においては、「校長は、伝

染病にかかるつており、かかるつておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「校長は、感染症にかかるつており、かかるつておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では「伝染病¹⁹⁾」という用語が用いられていたが、現在の法律では「伝染病」という用語は使われなくなり、「感染症²⁰⁾」という用語に変わっていた。これ以外には、大きな違いはみられなかった。

(18)臨時休業

30年前の学校保健法においては、「学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では「伝染病」という用語が用いられていたが、現在の法律では「伝染病」という用語は使われなくなり、「感染症」という用語に変わっていた。これ以外には違いはみられなかった。

(19)省令への委任

30年前の学校保健法においては、「前2条及び伝染病予防法その他伝染病の予防に関する法律に定めるもののほか、学校における伝染病の予防に関し必要な事項は、文部省令で定める。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「前2条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他感染症の予防に関する法律に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では「伝染病予防法²¹⁾」という記述があるが、法律の名称の変更により、現在の法律では「感染症の予防及び感

染症の患者に対する医療に関する法律²²⁾」という記述に変わっている。また、「伝染病」という用語に代わって「感染症」が用いられている。

(20)学校保健技師

30年前の学校保健法においては、「都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くものとする。」、「学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。」、「学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。」、「学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。」、「学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では「教育委員会の事務局に学校保健技師を置くものとする。」とあるが、現在の法律では「教育委員会の事務局に学校保健技師を置くことができる。」となっており、現在では学校保健技師を置くか置かないかを自由に選択できる形に変わっている。

(21)学校医、学校歯科医、学校薬剤師

30年前の学校保健法においては、「学校には、学校医を置くものとする。」、「大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。」、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。」、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。」、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部省令で定める。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校には、学校医を置くものとする。」、「大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。」、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうち

から、任命し、又は委嘱する。」、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。」、「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の「文部省令」が現在の「文部科学省令」に変わった以外には変更点はなかった。

(22)地方公共団体の援助

30年前の学校保健法においては、「地方公共団体は、その設置する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号の一に該当するものに対して、その疾病的治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

1 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、
2 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病的治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。1 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、2 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律で「小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒」と記述されている部分が、学校の名称の変更により、現在の法律では「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若

しくは中学部の児童又は生徒」に変わっている。また30年前の法律の「伝染性」という記述が、現在の法律では「感染性」に変わっている。この2点以外には大きな違いはみられなかった。

(23)国の補助

30年前の学校保健法においては、「国は、地方公共団体が前条の規定により援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。」、「前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「国は、地方公共団体が前条の規定により同条第1号に掲げる者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。」、「前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律で「援助を行う場合には」と記述されている部分が、現在の法律では「同条第1号に掲げる者に対して援助を行う場合には」に変わっており、援助を行う対象が明確に示されている。

(24)学校安全に関する学校設置者の責務

30年前の学校保健法においては、「学校安全」に限定した「学校設置者の責務」に関する記述はない。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るために、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では学校設置者の学校安全に関する責務は明記されていなかったが、現在の法律では、学校設置者に児童生徒を危険から守り、危険発生時には適切な措置をとる責務があることが明確に記されている。

(25)学校安全計画の策定

30年前の学校保健法においては、「学校安全」

に限定した「計画の策定」に関する記述はない。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るために、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では「学校保健」と「学校安全」に関する計画を合わせた形で「学校保健安全計画」を策定することになっているが、現在の法律では「学校保健計画」とは切り離し、「学校安全計画」として策定することになっており、学校における安全管理や安全指導がより重要な位置づけとなっているものと思われる。

⑥学校環境の安全の確保

30年前の学校保健法においては、「学校環境の安全の確保」に関する記述はない。

一方、現在の学校保健安全法においては、「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では校長の学校環境の安全の確保の責務については記述されていないが、現在の法律では、学校環境下での事故を防ぎ、施設設備の安全の確保を円滑にすすめるために、その推進役としての校長の責務が明確に示されている。

⑦危険等発生時対処要領の作成

30年前の学校保健法においては、「危険等発生時対処要領の作成」に関する記述はない。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るために、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。」「校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時におい

て職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では「危険等発生時対処要領の作成」については明記されていないが、現実に、学校管理下で児童生徒の心身に危険が及ぶような事故や事件が発生していることから、現在の法律では、危険が発生した時に職員が迅速かつ的確に行動し、児童生徒の安全が確保されるよう、対処要領の作成とその周知の徹底が義務づけられているものと思われる。

⑧安全の確保のための地域の関係機関との連携

30年前の学校保健法においては、「安全の確保のための地域の関係機関との連携」に関する記述はない。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るために、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では安全に関する地域関係機関との連携については記載されていないが、児童生徒の安全を脅かす事故や事件が多様化、複雑化している今日、学校関係者だけで安全を確保していくことには限界があるため、現在の法律では保護者はもとより、警察署をはじめ地域の関係機関と連携を図りながら学校の安全を確保していく形がとられている。

⑨学校の設置者の事務の委任

30年前の学校保健法においては、「学校の設置者は、他の法律に特別の定がある場合のほか、この法律に基き処理すべき事務を校長に委任することができる。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律と現在の法律で「学校の設置者の事務の委任」に関する記述に違いはみられなかった。

⑩専修学校の健康管理等

30年前の学校保健法においては、「専修学校には、健康管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。」、「専修学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。」と記述されている。

一方、現在の学校保健安全法においては、「専修学校には、健康管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。」、「専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。」と記述されている。

両者を比較すると、30年前の法律では「保健指導」に関する記述はなかったが、心身の健康に関する問題が多様化し、保健指導の重要性が高まっていることから、現在の法律では、専修学校においても健康診断、健康相談、救急処置と並んで「保健指導」が保健室の重要な業務として位置づけられているものと思われる。

4.まとめ

30年前と現在の学校保健安全に関する法律の内容の比較を通して、次のようなことが明らかになった。

法律の名称は、30年前の「学校保健法」という名称から、現在では「学校保健安全法」という名称に変わっている。

法律の目的は、30年前は「健康管理」を主体に考えた目的であったが、現在では「健康管理」と並んで「安全管理」の重要性が強調される目的となっている。

30年前の法律では、国や地方公共団体の責務については明記されていなかったが、現在の法律では、学校での保健安全が円滑に推進されるよう、国や地方公共団体が連携して必要な財政措置や施策を講じる責務を有することが明確に示されている。

30年前の法律では学校設置者の責務は明記されていなかったが、現在の法律では、学校設置者に健康の保持増進のために施設設備を整備し、管理運営の体制をしっかり整える責務があることが明確に示されている。

30年前の法律では、健康管理の内容と安全管理の内容を区別せず、1つの計画として策定される形になっていたが、現在の法律では、「健康管理に関する計画」と「安全管理に関する計画」がそれぞれ独立した計画として策定されるような形になっている。

30年前の法律では「保健指導」については明記されていなかったが、今日の児童生徒の健康問題の多様化などに伴い、現在の法律では、学校における保健指導が効果的に行われるよう明確に示されている。

30年前の法律では「地域医療機関との連携」については明記されていなかったが、児童生徒の健康問題に対してより専門的な対応が必要となっていることから、現在の法律では地域医療機関との連携について明確に示されている。

30年前の法律では「伝染病」という用語が用いられていたが、現在の法律では「伝染病」という用語は使われなくなり、「感染症」という用語に変わっている。

30年前の法律では学校設置者の学校安全に関する責務は明記されていなかったが、現在の法律では、学校設置者に児童生徒を危険から守り、危険発生時には適切な措置をとる責務があることが明確に示されている。

30年前の法律では校長の学校環境の安全の確保の責務については明記されていなかったが、現在の法律では、学校環境下での事故を防ぎ、施設設備の安全の確保を円滑にすすめるために、その推進役としての校長の責務が明確に示されている。

30年前の法律では「危険等発生時対処要領の作成」については明記されていなかったが、現在の法律では、危険が発生した時に職員が迅速かつ的確に行動し、児童生徒の安全が確保されるよう、対処要領の作成とその周知の徹底について明確に示されている。

30年前の法律では安全に関する地域関係機関との連携については明記されていないが、現在の法律では保護者はもとより、警察署をはじめ地域の関係機関と連携を図りながら学校の安全を確保していくことが明確に示されている。

「就学時健康診断」、「児童生徒等の健康診断」、「職員の健康診断」、「健康診断の方法・技術的基

準」、「保健所との連絡」、「学校医、学校歯科医、学校薬剤師」、「学校の設置者の事務の委任」に関する記述は、30年前と現在の法律で大きな違いはみられなかった。

＜注＞

- 1) 渋谷敬三、能美光房、国崎 弘：新学校保健実務必携、第一法規、附録1-7. (1983)
- 2) ミネルヴァ書房編集部編：保育小六法2016年版、ミネルヴァ書房、306-309. (2016)
- 3) 学校保健・安全実務研究会編：新訂版学校保健実務必携、第一法規、63-79. (2014)
- 4) 日本学校薬剤師会編：学校環境衛生基準解説、薬事日報社、1-379. (2010)
- 5) 学校保健・安全実務研究会編：新訂版学校保健実務必携、第一法規、520-534. (2014)
- 6) 岡田加奈子：学校保健安全法における健康相談、学校保健研究第54巻、476. (2013)
- 7) 加納亜紀、上村弘子、田嶋八千代、高橋香代：養護教諭が行う保健指導の現状、個人及び集団の保健指導の校種間比較－、学校保健研究第57巻、323-333. (2016)
- 8) 日本学校保健会編：就学時の健康診断マニュアル、勝見印刷、1-74. (2002)
- 9) 学校保健・安全実務研究会編：新訂版学校保健実務必携、第一法規、1007-1039. (2014)
- 10) 学校保健・安全実務研究会編：新訂版学校保健実務必携、第一法規、1056-1061. (2014)
- 11) 日本スポーツ振興センター編：学校管理下の災害－平成28年版－、独立行政法人日本スポーツ振興センター、1-258. (2016)
- 12) 江澤和雄：学校安全の課題と展望、レファレンス平成21年11月号、29-53. (2009)
- 13) 学校保健・安全実務研究会編：新訂版学校保健実務必携、第一法規、61-62. (2014)
- 14) 学校保健・安全実務研究会編：新訂版学校保健実務必携、第一法規、975-1006. (2014)
- 15) 清水俊彦監：学校教育法ハンドブック、教育開発研究所、1-245. (2010)
- 16) 竹内一夫：学校保健におけるメンタルヘルスの問題、保健の科学第54巻299-304. (2012)
- 17) 岡田加奈子：養護教諭養成機関の現状と課題、学校保健研究第56巻、346. (2014)

- 18) 渡辺 博：子どもの保健、中山書店、125-126. (2016)
- 19) 渋谷敬三、能美光房、国崎 弘：新学校保健実務必携、第一法規、324-325. (1983)
- 20) 衛生法規研究会編：実務衛生行政六法2016年版、新日本法規出版、831-833. (2015)
- 21) 平山宗宏編：小児保健、日本小児医事出版社、392-393. (1990)
- 22) 川野悟郎編：子どもの保健、診断と治療社、184-189. (2014)

＜参考文献＞

- ・澤田紀子、澤田孝二：わが国で制定されている国民の健康安全に関連のある法律の内容の分析、山梨学院短期大学研究紀要第37巻、81-92. (2017)
- ・衛藤 隆、岡田加奈子：学校保健マニュアル、南山堂、1-201. (2010)
- ・渡邊正樹：学校保健概論、光生館、1-200. (2014)
- ・教員養成系大学保健協議会編：学校保健ハンドブック、きょうせい、1-315. (2014)
- ・徳山美智子、中桐佐智子、岡田加奈子：学校保健安全法に対応した改訂学校保健－ヘルスプロモーションの視点と教職員の役割の明確化－、東山書房、1-259. (2009)
- ・澤田 淳編：最新小児保健、日本小児医事出版社、171-162. (2003)
- ・喜多村望、澤田孝二：学校保健計画に関する研究、島根大学教育学部研究紀要第14巻、17-22. (1980)
- ・澤田孝二、喜多村望：小中高校の学校保健計画に関する研究、第26回日本学校保健学会講演集、141. (1979)
- ・福井一明編：学校保健概説、第一法規、45-114. (1992)
- ・小山健蔵、大道乃里江、藤田大輔、白石龍生、山根祥雄、安井義和：学校における安全管理と危機管理の状況について(第2報)、大阪教育大学紀要第55巻、65-74. (2007)
- ・渡邊正樹：学校安全と危機管理、大修館書店、1-215. (2013)
- ・星 幸広：実践学校危機管理現場対応マニュアル、大修館書店、1-167. (2006)
- ・戸田芳雄：学校・子どもの安全と危機管理、少年写真新聞社、1-231. (2012)

- ・添田久美子、石井拓児：事例で学ぶ学校の安全と事故防止，ミネルヴァ書房，1-145. (2015)
- ・文部科学省編：学校において予防すべき感染症の解説，日本学校保健会出版部，1-95. (2013)
- ・岡部信彦：学校保健安全法に沿った感染症，少年写真新聞社，1-58. (2014)
- ・文部科学省編：学校環境衛生マニュアル－学校環境衛生基準の理論と実際－，日本学校保健会出版部，1-214. (2010)

